

第四十六回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第四十二号

昭和三十九年五月十四日(木曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

- 委員長 田口長治郎君
- 理事井村 重雄君 理事小沢 辰男君
- 理事亀山 孝一君 理事澁谷 直藏君
- 理事田中 正巳君 理事河野 正君
- 理事小林 進君 理事長谷川 保君
- 浦野 幸男君 大坪 保雄君
- 熊谷 義雄君 小宮山重四郎君
- 竹内 黎一君 地崎宇三郎君
- 中野 四郎君 西岡 武夫君
- 西村 英一君 橋本龍太郎君
- 渡邊 良夫君 亘 四郎君
- 伊藤よし子君 滝井 義高君
- 八木 一男君 八木 昇君
- 山口シヅエ君 山田 耻目君
- 本島百合子君 谷口善太郎君

出席國務大臣

- 厚生 大臣 小林 武治君
- 厚生事務官 梅本 純正君
- (大臣官房長)

出席政府委員

- 参議院議員 柳岡 秋夫君
- 参議院議員 安中 忠雄君

委員外の出席者

- 社会保障研究所法案(内閣提出第一〇七号)

本日の会議に付した案件

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(中村順造君外四名提出、参法第一四号)

(予)

社会保障研究所法案(内閣提出第一〇七号)

第一類第七号

社会労働委員会議録第四十二号 昭和三十九年五月十四日

○田口委員長 これより会議を開きます。

中村順造君外四名提出の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子爆弾被爆者援護法

目次中第三章 医療(第七条―第十四条の八)を第三章 医療等(第七条―第十四条の十一)に、「第四章 原子爆弾被爆者医療審議会(第十五条―第十七条)」を「第四章 原子爆弾被爆者援護審議会及び原子爆弾被爆者相談所(第十五条―第十七条の二)」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれていられる心身の特別の状態にかんがみ、国が、被爆者について、健康診断、医療の給付並びに健康手当、医療手当及び甲慰料の支給等の援護を行なうことにより、被爆者の福祉に資する

ことを目的とする。

第三章の章名中「医療」を「医療等」に改める。

第八条第二項、第九条第五項及び第十一条第二項中「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」に改める。

第十四条の八中「二千円」を「五千円」に改め、「ことが出来る」を削る。

第十四条の八の次に次の三条を加える。

(健康手当)

第十四条の九 都道府県知事は、被爆者に対し、政令の定めるところにより、その者の請求により、月額二千円を限度として、健康手当を支給することができる。ただし、その者が前条の規定により医療手当の支給を受けている期間は、その者には、健康手当を支給しない。

(甲慰料等)

第十四条の十 厚生大臣は、被爆者が死亡したときは、その死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹で葬祭を行なうもの又はその死亡の当時その者と生計を同じくしていた者で葬祭を行なうものに対し、その者の請求により、甲慰料として三万円を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾による傷害作用に関連しない負傷又は疾病のみによるものであることが明らかであるときには、支給しない。

厚生大臣は、前項の規定により甲慰料の支給を受けるべき者がない場合には、葬祭を行なつた者に対し、その者の請求により、同項に規定する金額の範囲内において、葬祭に要した費用に相当する金額を支給する。

(日本国有鉄道の鉄道、自動車及び連絡船への乗車及び乗船についての無償取扱)

第十四条の十一 被爆者は、第四条に規定する健康診断又は第七条第一項に規定する医療の給付を受けるため必要がある場合には、政令の定めるところにより、運賃を支払うことなく、日本国有鉄道の鉄道、自動車又は連絡船に乗車又は乗船することができる。当該被爆者が介護を要する場合におけるその介護者についても、同様とする。

2 国は、前項の規定による取扱いに伴う鉄道、自動車及び連絡船の運賃を負担するものとする。

3 前項の規定による負担に関し必要な事項は、運輸大臣が定める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 原子爆弾被爆者援護審議会及び原子爆弾被爆者相談所

第十五条の見出しを「原子爆弾被爆者援護審議会」に改め、同条中

「医療等」を「援護」に、「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者援護審議会」に改める。

第十六条第一項中「二十人」を「三十人」に改める。

第四章中第十七条の次に次の一条を加える。

(原子爆弾被爆者相談所)

第十七条の二 都道府県は、被爆者の医療、生活その他身上の相談に応ずるため、原子爆弾被爆者相談所を設置することができる。

2 都道府県が原子爆弾被爆者相談所を設置した場合には、国は、予算の範囲内で、これに要する費用の一部を補助することができる。

第十九条の見出し中「差押」を「譲渡等」に改め、同条中「権利は、」の下に「譲り渡し、担保に供し、又は」を加える。

第二十条中「及び医療手当」を「並びに医療手当及び健康手当」に改める。

第二十条の二中「医療手当」の下に「若しくは健康手当」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

(そ及適用)

2 この法律による改正後の第十四条の十の規定は、第二条各号に掲

第一類第七号

社会労働委員会議録第四十二号 昭和三十九年五月十四日





いりますと、ややともいたしますと、その上昇カーブというものがだんだんとゆるやかに一つある一つの現況というものがございいます。

そこで、先ほど大臣から若干お答えがございましたように、私も御指摘を申し上げたのでございいますけれども、国民生活というものがだんだん進歩していく、あるいは先進諸国の社会保険水準というものも進歩していく、あるいは日本におきましては経済成長ということで経済というものがだんだんと上昇していく、一方この社会保険に關します予算の上昇率というものは、むしろ下降線をたどりつつあるということでありまして、この数字の上からは、ややともいたしますならば、この社会保険に關します一つの具体的な方向というものが、やや弱まりつつあるというふうな考え方が実は成り立たぬでもないというふうに、この数字からうかがい知ることができるのでございいます。今度提案されました社会保険研究法案というものが、社会保険制度というものが、今日の国民生活の実態の中からも、あるいは先進諸国の傾向の中からも、あるいはまた経済成長という日本経済の実態の中からも、今後きわめて重大な要素を持つてくる、そういうたてまえから社会保険というものを重視しなければならぬ、そういうたてまえから今度の法案が提案されたというふうに私も理解し、またその意味におきまして私も異論を差しはさむものではございません。ところが、過去三、四年の予算の実情を見てまいりますと、私どもの納得するような数字というものが示されておらぬというふうな感じを持つてございいます。

す。これはもう一例でございいますけれども、こういう数字から見て、はたしてこの社会保険の前進というものが、この社会保険研究法案を提出したところのような熱意のもとにおきまして、この一ももちろんこれは、増勢率はあるわけですから、私どもは熱意がないということは申し上げませんけれども、ただ社会保険というものが非常に重大である、重大な要素を持つていて、そういう意味で社会保険研究法案を提案するのだ、そういう熱意のもとにおきまして日本の社会保険に對するとりきめ方というものが、はたして適当であるかどうかという感じを、この数字から私どもは持たざるを得ないのでございいます。そういう点についてどういうふうにお考えでございいますか、ひとつ率直にお聞かせいただきたい、かように考えます。

○小林国務大臣 これは単に、予算の表面からだけでの判断はなかなかむずかしいのであります。実は最近における公共投資というものが非常に伸びてきているために、予算全体としては比率が若干鈍化している、こういうことは言えるのであります。私には絶対的な前進はしているのだというふうな考えております。ことに戦争前までの社会保険というものは、いわば昔で言う社会対策というもので、主として社会福祉、要するにからだ等にマイナスを背負っているもの、あるいは貧乏で生活できないもの、あるいは子供の保育に欠けるもの、こういうふうな条件のもの、非常に不満足な状態のものを対象としておりましたが、いわゆる今日の社会保険はそういうものに限定することなく、全国民を対象としての社会保障、すなわち、従来、医療保障あるいは所得保障というふうなものは今日のような考えがなかったののでございいます。

それから、もう一つ私が申し上げたいのは、いまは主として直接の生活問題でありまして、戦後の一番大きな問題としております生活環境というものを整備しなければ、人間の健康的にして文化的な生活はできないということでありまして、いまのようなごみとか、尿処理とか、下水とか、あるいは川その他の汚濁の状態というものも、私には大きく見て一つの社会保障だと思ふ。すなわち、人の生活を健全化する基本的な要件じゃないか。このことが、私は社会保障ということばに入れているといふいかどうかわかりませんが、いまの憲法二十五条の生活を保障するために、環境を浄化する、整備するといふことが非常に大きな要素として浮かび上がってきておるのであります。まして、広義に申せば、単なる個人々の生活そのものの保障ということと同時に、生活の環境をよくすること、同時に非常に大きな重点が指向されなければならぬというのであります。私は広義に言えば、いまやっておりますようなごみとか、尿処理とか、下水とか、こういう問題も、社会保障あるいは生活保障と申しますか、そういう範疇に当然入るべきものだと思う。ところが、この方面のものはいゆる社会保障の経費に入っておらない。しかし三十九年度等においても、この方面の国家の支出というものは相当大幅に伸びてきておる。こういうふうな環境と個々の生活、この両面を全うすることが私は広義の社会保障と思ふ。

そういう意味においては予算面の幅は相当伸びてきておる、またこの両面において伸ばさなければならぬ、こういうふうな考えがございいます。いまお話しのように、単なる狭義の社会保障という面では、公共投資が非常にふえておるために若干鈍化の傾向がございいます。大きく広く見れば、広義の面からいけば相当にこの数字が変わっております、私はこういうふうな考えでおります。

○河野(正)委員 いま大臣からお答えいただきましたように、広い意味におきましては、生活環境の整備、浄化といふような問題が一つの社会保障という範疇に入ることをごいしません。確定するものではございしません。でありますけれども、やはりその中心となるものは、国民の生活を安定させるという機能を果たさざるを得ないというふうな私どもは考えるものでございいます。そこで、なるほどいま大臣がお答えのように、公共投資、生活環境整備、かねがね大臣が、ごみ、汚物あるいは尿処理の問題等につきまして重要な関心を持っておられますことにつきまして、私ども非常に敬意を表してまいりました。そういうような公共投資の面ももちろんございいます。と同時に、そういう意味から申し上げますと、減税政策、税金をだんだん減らしていくというふうな政策も、やはり広い意味におきましては生活安定に役立つわけでございます。これまた私は広い意味における社会保障の一環的な政策ではなからうかというふうに考えます。そこで、広い意味では、なるほど大臣御指摘のように公共投資の面もございまして、あるいはいま私がおらた

て指摘いたしましたような減税政策の面もございまして、こういうような政策もあると思ふすけれども、やはり直接の問題というものは、国民生活を安定させるということが中心にならなければならぬと私どもは考えるのでございいます。そういう意味では私ども、大臣のお答えを全面的に否定するものではございしませんけれども、この三本の柱の中心となるものはやはり国民生活の安定である、それを補おうとするものが、いま大臣がおっしゃいました生活環境の整備等の公共投資でございまして、また一つは、減税政策といふような問題であらうかと考えます。そういう意味では一理かもしれませんけれども、社会保険費の増勢率がだんだん低下するということはやはり一考を要する問題ではなからうか。そこで、この数字だけで私ども大臣の熱意を疑うものではございしませんけれども、やはりその点が社会保障の中心とならなければならぬ。もちろん、公共投資その他の面での補つていただいているという点については、私ども敬意を表します。けれども、やはり重点的な問題は、国民生活を安定させる、いわゆる社会保険費の予算の増勢率というものが非常に大きな指標になると私どもは考えるわけでございます。まして、そういう意味では、生活を安定させるための社会保険費の増勢率という点につきましては、特に御努力を願わなければならぬ問題ではなからうか。もちろん、このことは、私どもが大臣に對しては、すすけれど、私どもは感じとしてはその点が特に今後とも努力を願つていくべき点ではな

ろるか、こういうふうな感じにすすの  
で、それらの点について、今後いろい  
ろ御努力願う御所見等をお漏らし願え  
れば幸いですと考へます。

○小林国務大臣 これはいやおうなし  
に、相当驚くべき増加を今後来たすべ  
き内容も現に包含しておるのでありま  
して、たとえばただいま提案しておる  
厚生年金の關係、あるいは国民年金の  
關係、あるいは国民健康保険の家族、  
世帯主給付の引き上げ、こういう、要  
するに一般の社会保障、これは相當に  
伸びるということ、むしろ政府部内  
としては非常な財政上の大きな圧迫に  
なることを心配しているくらい、こと  
しのび方が多少鈍化したということ  
であつても必ずこれは伸びるというふ  
うに思つております、いまのこれら  
に対する国庫負担の問題等もこのまま  
推移することはできない、こういう  
ことも含んでおります。それからな  
お、いままでの、いわゆるからだにマ  
イナスを背負つた人たちに對する施策  
というものがまだ非常におくれておる  
のでありまして、この方面のことが、  
私は次の年度等においてもまた相當な  
増加を見込まざるを得ないと思つた  
ありまして、いすれにいたしましては  
社会保障費の増加が鈍化するような傾  
向にはない。したがつて、実は  
大蔵当局等、財政当局が非常な心配を  
しておるような伸び方が、もういまま  
での施策の中に入つておるし、こと  
に身体障害者とか、精神者とか、ある  
いは精神病者とか、こういう方々に對  
する政府の支出が相當に大きく増大す  
る、また増大するのが當然である、こ  
ういうふうには私に考へておきまして、  
お話しするようにこれらの伸びがさらに

大幅になるであらうし、またならなけ  
ればならない、そういうつもりで努力  
をいたすわけでございます。

○河野(正)委員 今後とも社会保障の  
發展進歩のために、いろいろと積極的  
な御努力を願うという御方針でござい  
ますので、私ももうそういう点に對し  
ましては敬意を表しますと同時に、ひ  
とつ今後とも格段の御努力をお願い申  
し上げておきたいと考へております。  
先ほどからいろいろ御指摘をいたし  
てまいりましたように、当面は、いろ  
いろ大臣からもお答えございましたよ  
うな国民生活の實際というふうな点か  
ら、社会保障の發展というものを考へ  
ていかなければならぬ。同時に、一方  
におきましては、やはり先進諸國の水  
準というものを目標として、それにす  
みやかに追いつくような努力をしてい  
かなければならぬということ、これは  
と考へるわけでございます。そこで、  
そのような先進諸國の水準に追いつく  
ためには、年々歳々どのような努力が  
具体的にこなされるべきなのか。それ  
はさつき申し上げましたような予算の  
問題もあるかと考へます。そういう  
ような努力がどのような形でこなされ  
れば、はたして先進諸國の水準に追  
いつくことができるのか。また先進諸國  
の水準に追いつくために努力しなければ  
ならぬということ、大臣からも先  
ほどからお答えがあつたのでございま  
すから、私もそれについてとやかく  
申し上げるわけではございませんけれ  
ども、それならば、やはり先進諸國に  
追いつくためには具体的にどういふ努  
力を行なうべきか、また時間的には、  
大体どのぐらいの時間をかすならば先  
進諸國に追いつくことができるのか。

そういう目標なり指標というものは  
あつてもいいのではないか。ただ無原  
則に先進諸國の水準に追いつくんだ、  
そういうような抽象的なことではやは  
り困ると思うので、具体的にどうい  
う努力をすれば、どのぐらいの期間で先  
進諸國の水準に追いつくことができる  
のか、そういう指標というものがあつ  
てもよかるうと私は思うのです。そう  
いう点について、ひとつ大臣に具体的  
な腹案等がございませぬならばお聞かせ  
願えればけっこうだ、かように思いま  
す。

○小林国務大臣 これは私どもの所管  
ではございませんが、国全体の經濟發  
展そのものを先進諸國並みにするとい  
うことは、經濟企画庁が年次計画をお  
つくりになつて、いまのところ四十五  
年がすべての目標になつて、そしてそ  
のときにその水準に追いつけるような  
年次計画をおつくりになつておしま  
して、内容等につきましては私どももよ  
く存じませんが、企画庁が所管してこ  
れをやつておられる。私どもの社会保  
障も、それに應じてその中へ盛り込ん  
で、そしてこれらも四十五年までには  
先進諸國のような社会保障というもの  
を招来しよう、こういうふうな考え方  
を持つてやつております。これをやる  
につきましては、これは抽象論であり  
ますが、何といたしましては国民所得  
をふやすことが第一の目的で、所得を  
ふやすためには生産を上げるというこ  
とが必要でありまして、私どもは予算の  
編成等にあたりまして、社会保障とい  
うのはよく御存じのように再分配の  
問題でありますから、再分配をするに  
は国民所得全体を上げるということ以外  
にありません。そのためには生産性を高め

るといふことが必要でありまして、私  
ども予算の編成をやつておきまして、  
まだなかなか日本は貧乏だということ  
を痛切に感ずるのでありまして、私  
どもは日本の再分配を受ける立場にお  
いていろいろの協議をしております。  
その調整をするのが政府の役目、こ  
ういふことになつておきまして、抽象論  
で恐縮であります、生産を増して国  
民所得全体をふやす、これで初めて再  
分配の分け前が私どもにももたらえ  
る、こういうふうに考へておるのであり  
ます。

○河野(正)委員 たいま大臣から、  
大體政府全体としての、いまの施策の  
テンポからいつて四十五年度には世界  
先進諸國の水準に追いつくことができ  
るだらう、こういうお答えでございま  
す。ところが、いろいろお學者等の意見  
を承つておきまして、先進諸國の水準  
に追いつくには、いまから大體十年く  
らゐり要するのではなからうか、こ  
ういふお話があるわけでございませ  
ぬ。これにいたしまして、私どもも、そ  
れは四十五年度といふととと六、七  
年でございますし、十年より六、七  
年のほうが早いわけでございませぬ  
から、それに越したことはございませ  
ぬ、それがから念仏に終わるようなこ  
とになると困るのであつて、せつかく  
そういう長期的な計画をおつくりにな  
るならば、実行のできる計画という  
ものをつくりたいだかなければなら  
ぬ。世界におきまして先進諸國の社会保  
障の水準というものは、やはり私は  
年々歳々進歩していると思つたので  
す。現状の水準についてこの五年、六年で  
追いつくのか、あるいはまた世界先進  
諸國の水準というものがとととととと

でいくわけですから、それらの点も兼  
ね合わせて何年で追いつくことができ  
るのか。世界の先進諸國の水準とい  
うものが上がる。しかし日本の水準の上  
がるテンポというものが非常に早い、  
伸長率というものが高いので、そうい  
う意味でこの五、六年で追いつくとい  
うことではございませぬ、私、非常  
にけつこうなことだと思つた。ですけれ  
ども、學者の皆さん方の御意見を聞いて  
みますると、いまのテンポでは大體十  
年くらいかかるのではないかと、こ  
ういふ御指摘もございませぬ。そこで、その  
學者が心配しておられます十年と  
いうものが、この五、六年で達成され  
るのかどうか、この点を私どももま  
と心配いたすわけでございませぬ。もし  
學者がそういう杞憂を持つておるとい  
たしまして、實際にはできるのだと  
いうふうな確固たる御所信でございま  
すならば、私どもも敬意を表するにや  
ぶさかでございます。ですから、そ  
の点について率直にお答えをいたさ  
たい、かように考へます。

○小林国務大臣 これはいま御指摘の  
ように、先進諸國も、日本ほどの伸び  
はないが毎年多少伸びております。し  
たが、われわれが到達した時分に  
はもつと先に行つておる、こういうこ  
とは當然考へられるのでありまして、  
政府がこの計画を立てておるのは、過  
去の年次、大體三十二年でありま  
すが、そのときの水準というものを一定  
させまして、それを目標として四十五  
年に到達せしめる、こういうことであ  
りますから、學者の言つておる年次と  
か、そういうものと多少の食い違ひが  
ある。したがつて、この時点において  
追いつくには十年かかる、こういうふ

うな議論も当然出てくるのでありまして、政府の目標とズレがあるという議論が出てくるのではないかと、こう考えております。

○河野(正)委員 私どもも先進国の水準に一刻も早く到達することが望ましいわけですから、その点については、私どもも五、六年だとか十年ということは申し上げません。できますれば、五年あるいは四年という短期間で先進諸国の水準に追いつくような積極的な施策を進められることは、私どもは強く期待をいたします。そういう意味で、ひとつぜひ今後とも大臣の積極的な御努力をお願いしておきたいと考えます。

それからさらに、日本の社会保障の実態でございますが、日本の社会保障の実態というものを振り返ってまいりますと、やはり社会保障を中心として日本の社会保障というものが発展してきた、こういう経緯がございます。しかしながら、社会保障だけで社会保障のすべての目的というものが達せられるというふうには考えるわけにまいらぬというふうには考えるのでございませぬ。なるほど防食制度といたしましては、社会保障というものが有力な手段として役立ってまいりました。このことは私どもも否定するものでございませぬ。ところが、特に低所得者、収入の非常に少ない階層、こういう階層に対しては、社会保障だけで問題を解決するということには相ならぬと思うのでございませぬ。ところが、日本の今日までの社会保障の発展の歴史を振り返ってまいりますと、社会保障というものを中心として発展してきた、こういういきさつがございますけれども、それ

だけでこの社会保障のすべての問題を解決することはできないことだといえます。むしろ今後日本の社会保障の進め方としては、社会保障以外の施策というものを重点的に進める必要があるのではないかと。もちろん、社会保障というものを中心として政府の努力に対して私どもがとやかく申し上げるのにはございませぬ。なるほど今日まで、日本の社会保障の発展してまいりました役割りというものは、非常に大だということも私どもも理解をいたしますけれども、それだけで社会保障のすべての問題を解決することができないというふうにはいたしません。ならば、日本の今後の社会保障の問題を解決する新しい使命としては、社会保障以外の諸施策に力を注ぐべきではないかと。そういうことによつて、社会保障の制度の中にいろいろなかほがございますが、その地ならしをする施策というものが、むしろ今後社会保障以外の施策に力点を置くことによつて、そういう社会保障の中におきますべきことではないかと。このことは、はかばかしくは考えないかと。このようにいうことは実は考えるわけにございませぬ。そういう意味で、今後政府としてどのような方針で臨んでまいらうか、というふうにお考えになっておられるのか。

この点は、社会保障制度の中におきます均衡を保つていく、一般的な水準をはかっていくという意味におきまして、私は非常に重大な点ではないかと。かというふうには考えますがゆえに、この際ひとつ、そういういろいろの力を注いでいく、やっつけていくべき方向とい

うものがございませぬならば、あわせてお答えをいただいてまいりたい、かように存じます。

○小林国新大臣 社会保障の考え方を組み合わせて日本の社会保障ができておることは事実でございますが、しかし、それだけではありませぬ。たとえ生活保護で一千億も出しておるのば、これは完全な社会保障でありまして、社会保障ではありませぬ。また国民年金のうち福祉年金なども、これは一つも社会保障ではございませぬ。全部社会保障、すなわち税金によつてまかなわれておる。また国民健康保険にしまして、政府が現にもう三割三分の補助をしております。これは社会保障にしましては、いま御審議を願う厚生年金にしましては、現に二割五分、あるいは私立学校共済、あるいは農林漁業団体共済も、現に二割五分の給付の補助をしております。こういうことでありまして、いわゆる社会保障だけではやっ

ておられないということをおわかりくださることと思っておりますが、そういうふうには社会保障といわゆる税金による部分とを組み合わせ、全体として社会保障、社会保障が行なわれておる、こういうことでありまして、いまのように医療扶助とかあるいは生活保護とか、あるいは国民福祉年金、こういうものはすべて社会保障だけの観念で行なわれておる、他のほうは両者が組み合わせられてきておる、そういうことで、社会保障だけで行なっているのではなくて、今後の方向としては、やはり私は、日本に十分財力があれば、社会保障というものを、もっと社会保障的な部分を伸ばすほうがよいと

思います。そういう都合もあつて、いままでは社会保障と社会保障的なものが組み合わせられてやっております。私はやはり、当分の形では日本としては社会保障制度全体を推し進めるのが適当ではないかと、相当将来長くそれが維持されるかどうかは別にしまして、当分いまのような関係を維持して、そして社会保障の部分ができるだけ少しくも増していく、こういう方向に持っていくべきではないかと。そういうふうな考えをしております。

○河野(正)委員 多少ことばの足りなかつた点もございませぬけれども、もちろん、いま大臣からもお答えがございましたように、私ども、いま日本の社会保障というものが社会保障だけだといふふうにも指摘申し上げたのでございませぬ。ただ、日本の社会保障の発展の過程を見てまいりますと、やはり社会保障というものが中心になって発展してきた、こういう過程があるわけにございませぬ。そういう意味でございませぬから、したがって、やはりこの社会保障全体の前進をはかっていくためには、むしろ今後は、社会保障もそうございませぬけれども、他の政策というものにも特に力を注いでいかなければ、全般の水準の引き上げということが、必ずしもこの中にはなからうか、こういう意味で御指摘を申し上げたのでございませぬから、そういうふうに御理解をいただきたいと思います。

特に、社会保障一つを取り上げてまいりますとも、いままでは被用者を中心として制度というものが発展をいたしてまいりました。ことばをかえて申し上げますと、一つの労働政策、それから社会政策の一環として社会保障

障、とりわけ社会保障というものが取り上げられてまいりましたという歴史と経緯がございませぬ。ところが、欧米先進国に比べて、わが国は自営業者あるいはまた農民というものが非常に多い現況にございませぬ。ところが、社会保障の実態を見てまいりますと、この被用者保険の場合と、農民や自営業者等が参加いたしております国民健康保険というふうな、同じ医療保険の中でも、それぞれ給付内容というものが違つておりますし、また給付内容に優劣がございませぬ。もちろん、今日までいろいろと政府もその給付内容の改善について御努力願つてまいりましたことと対しましては、私どもも敬意を表します。しかしながら、やはり現実として、そういう給付内容におきまして優劣がございませぬし、でこぼこがございませぬことは、これはもう御承知のとおりでございます。ところが、先ほどから御指摘申し上げるように、すみやかに、できるだけ早く欧米の先進諸国の水準までに到達する努力を払っていかねければならぬ。ところが、欧米先進国と比較して、日本の場合には自営業者が多い、あるいはまた農民が多い、しかも自営業者あるいは農民というものは、被用者保険と違つて非常に劣悪な状態に置かれておるということにございませぬので、やはり先進諸国の水準に引き上げるといふ努力をしなければならぬ。ところがそれについては、いま申し上げますように悪条件が重なつておるわけですね。欧米先進諸国よりも、自営業者が多かつたり、あるいはまた劣悪な条件のもとに置かれておる

農民が多かったりということで悪条件が重なっており、先ほどちょっと指摘申し上げましたように、諸先進国の水準に到達するまでにはかなり時間がかかるのではないだろうかというようない心配も、実はそういう点から申し上げてきたつもりでございます。ところが、それらの点については、すみやかに是正するための努力を払ってまいりたいということでございますので、そういう今後の御努力に私どもも期待する以外にはないと思っておりますが、いま申し上げるようになります、悪条件が重なっておるという現実というのは、私どもも否定することはできないというように考えるのであります。

そこで、やはり今後欧米先進国の水準まで引き上げるためには、そういう悪条件というものを克服していかなければならぬ、そういう点を十分頭に入れて施策というものを推進していかねばならぬ、そういう意味では、国の財政的な国庫負担と申しますか、援助と申しますか、そういうものについてもやはり考慮に入れていたかなければならぬことは当然だと思っております。それなくしては、この悪条件は私ども克服するわけにはまいらぬであろうというふうに考えるわけでございます。

そこで、今後この全般的な日本の社会保障の前進をはかっていくためには、いま申し上げるようなことでございまして、随分いたしております。階層と申しますか、そういう面について特に国が財政的な負担を重点的に考える、こういうふうにならなければ、力の弱い階層はいつまでも低い水準に置かれる、それから、力の強い

階層におきましては、制度というものは比較的に発展をするということ、まずまず断層が広がっていく可能性が出てくると思っております。そういう意味で、今後の社会保障を推進していく際におきましては十二分な御配慮をいまの点については十分な御配慮を願わなければならぬ点ではなからうか、そういうことを考えるわけでございます。そういう意味では、今後国保の育成等の面もございまして、給付の改善等もございまして、それらの点について、今後どのような熱意を持って臨んでまいられようと思っておりますか、そういう腹づもりにつきましてもこの際お聞きをいたしておきたい、かように考えます。

○小林国務大臣 たいま御指摘のようには、いわゆる中小企業あるいは農漁民等が主として加入しておる国保の財政的基礎が非常に薄弱だということ、御承知のように健康保険には一五%しか補助しておらぬのに、国保関係には特に現在でも三三・五%というふうな補助金を政府から出しておる。ことに私どもは、これからの給付改善に要する費用は、これを被保険者の負担に待つということをはきわめて困難な事情にあると思っております。御承知のように昨年十月から世帯主を七割給付にしましたが、その二割増加分の負担も四分の三は国庫負担になっておる。また来年一月からやる家族の七割給付に対する負担増についても、四分の三は国庫負担にしておる、こういうことでありまして、個人負担を軽くする十分の配慮をいたしておるのであります。また、昨年は、国保の保険料の負担が低所得者に過重である、こういう

ことからのいたしまして、年所得九万円以下の方々に減免するために、昨年四十億というふうな補助金も出しておるのであります。国保に対するいまいせんが、できるだけのことを政府も配慮いたしておるのであります。いま申す家族の七割給付にいたしまして、そういうふうなことが当分なわかれる、こういうことでもあります。また、国民年金にいたしまして、御承知のように、厚生年金には政府の補助は一五%であります。国民年金には三〇%の補助をしておる。要するに、被保険者の所得が比較的低いということに對する配慮は、政府も相当いたしております。これらの国民年金も、いま申すような厚生年金の引き上げに伴って、当然昭和四十一年にはこれらの改定も行われなければならぬ。その際に行っても、いわゆる負担増に對する政府負担というものは、私には相対的に増さなければならぬ。すなわち、これらの給付の改善に要する費用は、どうも国庫負担の増加という方向に行かざるを得ない、こういうふうなことを考へておるのであります。要するに、国民健康保険にいたしまして国民年金にいたしても、使用者に対するものとは非常に違つた大きな国庫負担をしていられる傾向は、今後も続かざるを得ないというふうには考へておるので、いまお話のような面につきましても、政府は非常な配慮をいたしているということを申し上げておきたいと思っております。

○河野(正)委員 いま大臣からお答えがございましたように、この社会保障の全般的な前進をはかっていくために、

は、階層帯がございしますが、この階層帯を埋めていく努力がなされなければならぬ。具体的にはやはり財政処置というものが重要な要素を持つておるわけですから、そういう意味で今日ま

でいろいろと御努力願つた点につきましても、私どもも異論はございませぬ。しかしながら、全面的な社会保障の前進をはかっていくためには、いま申し上げるような、階層帯を埋めていく努力が重点的になされなければならぬ。そういう意味で今後とも格段の財政的な処置、あるいはまた努力というものが望ましいわけでございますので、さらに格段の御努力を願いたい、かように考えます。

そこで、日本の社会保障を語っていくためには、医療保険というものを無視するわけにはまいらぬ。そういうことに關連して、一、二点だけお尋ねを申し上げておきたいと思つてございします。

それは、先般出されました中央医療協議会の答申について、きょうはそのことが私どもの論点ではございませぬので、いろいろ申し上げたいとは思ひませぬけれども、その中で私どもが感じているところは、完全な医療保障を達成していくためには、被保険者の面の問題もございします。なおまた、医療を担当する側の問題も解決しなければ、私は、完全な医療保障と申しますか、医療保険の解決はあり得ないというふうに考へざるを得ないと思つておる。ところが、今度中央医療協議会の答申の中で、医療費八%の引き上げというものが答申をされておるわけでございますけれども、過去三カ年間の物件費というものは約三〇%つり上

がっている、物件費は一五%の上昇率を示している。そういうことを見てまいりますと、八%の引き上げが適当であるのかどうか。そういうことでは医療経営というものが破綻することを防ぎ得る数字でないのではなからうかということになりますと、医療保障と申しますか、医療保険の使命を完全に達成していくという意味においては片手落ちになつておるのではなからうか。これは使用者の面の解決と同時に、診療担当者側の解決をはかつて、初めて医療保障の完全な使命達成というものが期せられるわけでございます。これは、そういう意味では、八%の医療費の達成ははかられるのかどうか、私どもは若干疑問を持たざるを得ませぬし、この八%引き上げについては、私どももむしろ心外だというふうには考へるわけでございますが、その点についてはどのようにお考えになるか。

○小林国務大臣 私は医療協議会の協議の内容等につきましても十分な知識を持っておりません。しかし、あれだけの時間をかけて十分に御相談の上であらう結論を出されておるのであります。これはいろいろの方の見方によつてそれぞれ御意見があらうかと思つておるが、私は、あの際としてはいま申すような物件費、人件費等が主として一応の標準にならざるを得ない、これは医療の実態というものがよくわからぬ、こういう一つの欠陥があるのであります。いま医療担当が五分五分、あるいは四分六になるといわれております診療所の経営の実態というものが長い間わからない、調査ができていない、こういう事態もありませんので、経

がら、

がら、

管自体についての基礎資料が整っておらない。したがって、あるいは私が想像するところでは、いまお話しのような増加があつても、医療機関においてはその幾分を従来のほうの関係でもって吸収できるのだ、こういう考え方で結論的には八分をお出しになった、こういうふうな思ふのであります。私どもとしてはやはり、この際申し上げ

ておきたいのであります。国民経済の中における医療費というもののあり方と、また診療機関の経営の実態というものにつきましても、その調査をしてみたい、そしてその資料に従つていわけゆる適正化問題は解決したい、こういう考え方を持っております。とりあえずはとにかく緊急の問題として医療協では八分程度、こういう答申を出されておりますので、その向きに従つていろいろな検討をしておる、こういうところでございます。

○河野(正)委員 私どもはそのことをきょう取り上げることが主目的でございます。取り上げ、いろいろ追及しようと思いませんけれども、しかしやはり先ほど指摘いたしました過去三カ年間にあります物件費の上昇率が三〇％である、あるいはまた人件費の上昇率というものが約一五％の率である、こういう現実の数字というものはやはり無視できないというふうにも考えます。そういう意味から、はたしてこの八分の引き上げで今日のそういう医療経営というものが維持できるか、きぬかということが私はやはり、それがすべてではございませんけれども、医療保険、医療保障の使命を完全に達成していくということと非常に強い関連を持つていくわけですから、そういう

う意味から私どもは、この中央医療協議会の答申につきましても、若干の疑念を持たざるを得ないというふうに考えます。もちろんそれがきょうの本旨でございます。私もそれらきょうの本旨にいろいろと論議をいたしたいと思ひます。そういう私どもの意見のあることをきょうはひとつ強く訴えておきたいと思ひます。

それからもう一つは、このたびの、いずれも秋の臨時国会等でこの医療費は正が行なわれると思ひますけれども、しばしば大臣からも緊急は正といふことが使われてまいりました。ところがこの中央医療協議会で答申が行なわれたのでございますけれども、この答申が行なわれる間におきまして中央医療懇談会が開催をされて十数カ月、それからまた、大臣が中央医療協議会に諮問されて以来十数カ月、こういう審議で、非常に長い時間をかけた。そういう長い時間をかけた。答申が出されてはたして緊急は正といふことが適切であるのかどうか。一年以上かかかつて緊急は正といふことが適切であるのかどうか。これは大臣もしばしばこの委員会で緊急は正緊急は正とおっしゃったのでありますけれども、どうもそういう意味からいいますと、緊急は正といふことはナンセンスではなからうかというふうな感じを持ちます。やはり私ども先ほど申しましたように、日本の社会保障の前進、発展というもので医療保障が果たしてまいりました役割りというものが、日本の場合は非常に大きいわけでございます。社会保障の発展の過程の中で医療保障が果たしてまいりました使命といふものは、非常に大きかった。とこ

ろが、非常に大きかった医療保障の実態といふものがいまのような実態でいいのかわるか。私どもはその点に對しても非常に疑問を持たざるを得ないといふのが率直な意見でございます。やはり緊急は正であるとするならば緊急に是正してもらふということが望ましいと思ひます。そうしなければ、もうこの緊急は正の緊急といふことはひとつ御訂正になったほうが適切ではなからうかと考えます。これはもうきょうは社会保障研究所法案の法案審議でございますからいろいろ申し上げませんけれども、やはり社会保障を私どもが論議する場合には、医療保障、医療保険といふ問題について私どもは非常に重大な関心を持たざるを得ない。そういう意味で、若干いま申し上げましたような一、二の点をきょうは取り上げてまいりましたわけでございます。いずれまた別の機会にいろいろこの点については論議いたしたいと思ひますけれども、この社会保障を論議する場合には、いま申し上げますような問題もあるいは軽視するわけにまいらぬ。そういう意味から取り上げたのでございまして、医療経営といふ問題につきましても、過去いろいろ日医と大臣との間で問題でございまして、私どもは十二分に承知いたしております。ですけれども、やはり大臣といふものは医療行政に對します最高責任者でございますから、日本国民の健康を守る、そのための医療経営を守つていくという立場から、ひとつ今後とも格段の努力を願つてまいりたい、かように考えます。特にいま申し上げますように、一年間もかかつて緊急は正といふような表現で

は、私どもも非常に困る。緊急は正ならもう少し緊急は正らしく、ことばおりにひとつ早急に解決するという努力がはかられるべきだったというふうな私どもは強く考えます。そういう意味で、今後の医療問題についての大臣の態度といふものを率直にお聞かせいたしたい、かように考えます。

○小林国務大臣 医療費につきまして、医療費のあるべき姿といふものが考えられるのであります。これを私どもは適正化、こう称しておつたのであります。適正化をする必要がある、それをできるだけ早い機会にしたい。しかし適正化をするには資料が不足だ。資料が備わつておらない。こういうことからして、しかし資料はいつ備わるのだ、備わるのを待つだけの余裕がない、できるだけ早く直さなければならぬ、こういうことで、緊急といふことばを使つて、そして私は医療費の手直しをしたい。こういうことで出されたのであります。いろいろの事情で延びてしまつて緊急じゃなくなつた、こういうことが言われるのであります。こういうことが言われるのであります。適正化といふことで直すことはいまの段階においてできない、したがつてやむなく、さような人件費や物件費等の値上がりがある程度対応する是正をしたといふ意味でこのことばを使つたわけでありまして、非常にことばが伸びてしまつておかしなことになつておりますが、お話のようにやつぱりできるべく早い機会に適正な措置をとるべきである、かように考えております。

○河野(正)委員 そこで時間の制約がございまして、法案そのものについてお尋ねを申し上げたい、かように考へます。今度の社会保障研究所法案の目的とするものが、社会保障に関する基礎的な調査研究を行なう、こういうところの目的があることが示されておるわけでございます。今日まで社会保障に關係いたしましては、内閣に社会保障制度審議会がございまして、いろいろ厚生大臣の諮問に応じて答申をしてまいる制度がございまして、これは御案内のとおりでございます。そういう社会保障の制度に關します審議会たる社会保障制度審議会と、今度設立が予想されております社会保障研究所なるものとの関連性がどのようになつてくるのか。社会保障制度審議会におきまして、制度に對します審議をやるわけですから、当然この研究所そのものとの関連といふものが生じてまいらるであらうというふうに私どもも理解をするわけでございます。そこで今日内閣にございまして、私もその審議会の一員でございまして、社会保障制度審議会と、今度設立が予想されております社会保障研究所なるものとがどういふ関連を持つのか、その辺の事情もひとつお聞かせをいただきたい、かように考へます。

○梅本政府委員 ただいまの御質問でございますが、社会保障制度審議会は、社会保障に關します基本的な問題の調査審議を行なうといふことになつておりますが、これは個々の社会保障制度につきましても、いろいろ具体的にその良否を判断されております。これに對しまして本研究所は、そういうふうな調査審議が行なわれず際に必要な基礎資料をできるだけ提供すると



いふふうな意味におきまして、一方は個々の具体的な制度について価値判断をされる機関であり、この研究所におきましてはもっと基礎的な、いわゆる学問的な研究をする、そして社会保障制度審議会に資料を提供するということとでございます。ちなみに、社会保障制度審議会の先般の報告におきまして、「社会保障制度を計画的、組織的に確立するためには、まずもって有力な調査研究機関の設置を提唱する。」という報告を受けたわけでございます。本研究所はその報告に基づきました部分も含めまして設立をお願いしている次第でございます。

○河野(正)委員 その基礎的、総合的調査研究を行なうということが研究所の主たる使命であり目的であるということ、これは提案理由に書いてあるわけですから、われわれはとやかく申し上げるわけはございませんけれども、これと社会保障制度に関する審議機関というべき内閣の社会保障制度審議会というものは、やはり関連性があったほうが能率的であるし、また社会保障全般の前進をはかっていくために好都合であろうというふうな私どもも考えます。そこで基礎的な総合的な調査研究を行なうということでございますが、それならば具体的にはどのような研究部門を設けて、そして調査研究を行なおうとせられておるのか。特にこの社会保障制度審議会の答申によりまして「当審議会は、かねて社会保障研究所の設置を要望してきたが、本案はその趣旨にそつものとして了承する。ただし、その運営については、研究所の権威を高め、かつ、その独立性を保つよう配慮するとともに、

近い将来、相当多額の基金を持つ制度に移行させるよう予算措置を講ずることを強く要望する。」というような答申が出ておるわけでございます。そこで、やはりつくつていただく以上は、研究所の権威を高め、かつ独立性を保つようにしなければは意味がないと考へます。これが何か厚生省の施策を推進する御用機関であるというようなことでは、これは実際つくつていただいても私も納得するわけにはまいらぬのです。つくる以上はやはり中立性を保持して、権威あるものとして、日本の国民のための社会保障の全般的な発展をはかっていく、そういうことが基調にならなければならぬと思つております。ところが基金も持たないといふようなことで、はたして中立性が保持でき、かつまた独自の立場でこの十二分な基礎的、総合的調査と私どもが可能であるかどうか。これは先般、先般千葉大学中山教授の例にせ診断書の問題のときにも、当委員会でいろいろ論議をいたしたのでありますけれども、やはり予算がないと、ややもすると調査研究というものがマシネリズムに陥つてしまふ、あるいは十分な研究ができませんので、そこでせつかくこういふ法律をつくりましても所期の目的を達成することができないというようにことに終わる危険性が多分にあると思う。そういう意味で、この社会保障制度審議会の答申をなぜ尊重されなかつたのか、特に基金の問題です。この点についてひとつ率直に、私どもせつかくこの社会保障研究所をつくる以上は、所期の目的を達成するといふことがきわめて望ましいし、また私どもその点に強い期待を持

つわけでございますので、そういう意味におきましては、この社会保障制度審議会の答申が生かされなかつたということにつきまして、私も私も非常に遺憾に感ずるのでございますが、その点はいかがでございますか。

○梅本政府委員 まず前段の御質問に答へながら基金の問題につきまして答へ申し上げます。

その独立性を保つということにつきまして、この社会保障研究所なるものをいかなる性格のものとするかということ、この立案に際しまして相当議論をしたわけであります。考えられますことは、役所の付属機関にするという考え方がございます。厚生省にいろいろ試験研究機関を持つておりますが、大体付属機関という形にしておりますので、これと同じように付属機関にするかということも考えたのであります。これは、現在厚生省が持つております試験研究機関に比べまして、もっと基礎的な調査研究を行なう、いわゆる学問的な性格が強いという点に着目いたしまして、これを付属機関にせず、独立性のより強い特殊法人とするのが適当であるというふうな判断したわけでございます。

そこで、ついででございますが、この特殊法人とするによりまして、給与その他の事業運用面におきまして、付属機関その他よりも弾力的な活動ができるというふうな考えましたことと、それからまた、あとで関連いたしますが、財政的な問題におきまして、国連その他国際機関からの援助の受け入れあるいは民間資金等の活用をはかるという点も付属機関では困難でございますので、特殊法人として

やつたほうが適切であるというふうな考えたわけでありまして、それからまた、一方別の方面から独立性を保つという意味で、民間団体としてはどうかということも検討したのであります。が、この研究所におきましては、研究員として、国立大学の研究員の方との人事交流も考へておかなければならぬというふうな点を考へまして、すぐれた人材を得るためには、完全に民間団体にしてしまつた場合に、例の公務員の通算が切れるとかいろいろの問題がございまして、民間団体と付属機関の両者勘案をしまして、やはり特殊法人がいいという性格をきめたわけでありまして、このきめるに際しましては、先生おっしゃいましたいわゆる独立性と中立性を保つという点につきまして配慮を払つたつもりでございます。

それから、そういう性格をきまして、財源の問題でございますが、おっしゃつたとおり、金なくして研究所がうまくいった例は過去にあまりございせんので、何と申しまして、やはり財源の点が問題になります。これにつきまして、ほかの研究所がやっております出資金の方式がございまして、また一面におきましては、こういう種類のものにつきまして、財源的な基礎のない特殊法人といたしまして例をあげてみますと、日本学校給食会あるいは年金福祉事業団、愛知用水公団、いわゆる機能法人といわれる形式があるわけでございます。いろいろ予算要求その他の点もございまして、その二つの方式がございまして、出資金といふことの方式をとりましてその運用利

子によってまかなつていくという方式をとりませんで、全額国庫補助によつて運営をしていきたいということで、この出資金方式をとらなかつたわけでございます。この点、社会保障制度審議会での法案を審議願ひましたときに、先ほどのような御趣旨の答申をいただきましたので、今後の問題として十分検討いたしてまいりたいと考えております。

○河野(正)委員 この研究所の独立性と申しますか、中立性と申しますか、そういう意味でいろいろ御検討を願つた点についてはけっこうでございますけれども、大体類似の特殊法人としては日本原子力研究所、理化学研究所、アジア経済研究所、日本労働協会、国民生活研究所といったような特殊法人がたくさんございます。いずれも政府出資がございまして、そういう基金がございまして運用が行なわれておる。ところがいま官房長がお答えになりましたこの社会保障研究所におきましては、全額国庫補助でまかなつていきたいということですが、これは恒久的な予算措置ではございせんから、しばらく毎年毎年一億幾ら金が出てくるかということにつきましても、これは財政当局との交渉によつてきめられていく。これは厚生省としては大体腹づもりもございまして、大体見通しもあるうかと思ひますけれども、しかしそれは非常に不安定なものであります。そういう不安定な財政の裏づけで、はたして長期的な計画的な研究といふものが可能であるかどうか。やはり長期的、計画的な調査研究をしようとするならば、財政の見通しといふものがなければならぬ。ところがそれは厚生省と

第一類第七号 社会労働委員会議録第四十二号 昭和三十九年五月十四日

九

しては見通しがあるとおっしゃるかも知れぬけれども、しかし、それは非常に不安定な見通しであって、極端に申し上げますと、全然認められぬ、これは極端な話ですけれども、そういうことになった場合には、長期的な計画的な研究というものが中絶をするということも場合によってはあり得るわけですね。でございますから、やはりこの長期的な計画的な研究調査を行なっていくというためには、常に財政上の心配がないということが望ましいし、またそうあることが一番正しいというふうに私も判断せざるを得ないと思っております。そのためには先ほど私が申しましたように、結局金がない。さきの千葉大におきます中山教授でありましたけれども、研究費が足らぬためについ、にせ診断書をつくって研究所が寄付金をもらったというふうな過去の苦い経験もございます。もちろんこういう場合には、研究所法案の中にも、各条文を見ますといろいろ規制がございます。でございますけれども、そういう不正事件ということでもなくとも、やはりそういう財政の裏づけがないために、つい中立性なり独立性というものが侵されるような調査研究が行なわれるということになりますと、せっかくの社会保険制度全般の前進、発展をはかっていこうというきわめてりっぱな目的なり使命で誕生いたします研究所というものが結局ゆがめられてしまふということになるわけでございますから、私もはせきかく設立をされたといいたしますならば、やはり社会保険研究所の眞の使命なり目的というものが完全に達成されるという方向で運営されるということが非常に望ましいわけござ

いますし、これは過去の日本労働協会が設立される際におきまして、中立性という問題がこの委員会におきましても非常に論議されたというふうな印象をいたしております。これは日本労働協会と今度の社会保険研究所なるものとは性格も若干違いますから、あるいはそういう危険性というものはやはり国民のための社会保険制度でございますので、そういう意味でもこの研究所の中立性なり独立性というものが財政のために侵されるということも、私も非常に残念に思うわけですが、そういう意味で、この社会保険制度審議会の答申にございまして、財政の確立をはかって、そして安心をして長期かつ計画的な調査研究ができるようにはなっていくことがきわめて望ましいし、そのことがむしろ正しいというふうな私どもは判断をいたします。そういう意味で、この審議会の答申もあることでございまして、今後そういうことで御努力願えるかどうか。願えぬといたしますならば、私はせきかく審議会でもそういう多額の基金の設立がされることを望ましいという答申をいたしておるわけでございますから、答申というものを無視するという結果にも相なっておりますというふうな考えです。ですから、そういう点についてどのようにお考えでありますか、この際にもつお聞かせをいただきたい。

○梅本政府委員 ただいまの先生のおっしゃることは、まことにごもっともなことでございます。しかし、何ぶんにもこういう研究所を新しく創設するということにつきましては、先生御承知のように予算的にも法制的にも、最初のスタートでございますので、いままでの実績で御承知のように、なかなか十分な点ばかりでございます。一応一歩を踏み出したという点におきまして、この辺のところはこういうことでスタートをさせていただきます。先ほど申しました社会保険制度審議会の勧告もございまして、そういう点十分意を体しまして今後努力してまいりたいというふうな考えております。

○河野(正)委員 さらに、今回の社会保険研究所法案の提案の理由にも、この社会保険研究所が一つの仕事として社会保険に關する海外の資料を集め、そして先進諸国の実情の把握につとめると同時に、経済、社会、法制等広く関係専門学者の力を結集していきたく、こういうふうな趣旨が示されております。実は先ほど官房長のほうから、この研究所の性格を決定する際にも、やはり広く優秀な学者というものをこの研究所に結集していきたい、そういう意味から特殊法人という性格がきめられたのだというふうなお答えもございました。ところが、実は原子力研究所法の際にもそういう実績があったのでございまして、やはり優秀な原子力研究に従事する少壮の職員というものを集めたいというふうなことで、実は原子力研究所の場合にも性格づけが行なわれたというように私は仄聞をいたしております。ところが実際に、なるほど設立するときはそういうことである性格づけが行なわれておるわけでございますけれども、実際に発足すると、必ずしもそういう形で運営されない。そこで職員が非常に不満を持って、やめた、あるいはまた研究意欲というものを喪失するようになってしまう。私はないというように断言はいたしません。ですから、優秀な経済学者であるとかあるいは社会学の研究者なりそれぞれの専門家を集めるためには、やはり特殊法人がよろしいというふうな性格づけはけっこうでございますけれども、はたして優秀な人が非常に意欲を持ってそういうような調査研究に従事することができような形になり得るかどうか、これはここでぜひ腹づもりをつくっていかぬと、せきかくそういう気持ちで設立をいたしましたとしても、あとはなかなか財政当局から給与その他の点について締めつけられて、結局設立当時の精神というものが生かされぬという点が実は過去にあるわけですね。そうしますと、せきかく国民のための社会保険全般の前進発展というものを考えていこうというところで設立される社会保険研究所でございますけれども、ところがいまのようなかっこうで、この所期の目的を達成することができないというふうな結果も当然私は考えられ得ると思っております。そういう意味で、この際私はいはここで腹づもりというものを明確にしたいだけかぬと、あとでいろいろトラブルが起る原因になると思っております。その点についてはいろいろ厚生省當局も御検討願っておりますので、ぜひとも率直にお聞かせいただきたい。

○小林国務大臣 これは河野委員がおっしゃったとおりでございます。自然科学の研究であればだんだん形にあらわれる。こういう人文科学系の研究というものは、よほど気をつけなければできたときの目的が果たされないう。自然どこかへその精神が消えてしまふ。こういう心配があるのであります。私どもは、この研究は、自然科学的な研究が多いのであります。が、こういうふうなものは今度初めてでありまして、よほどこの運営には気を付けなければならぬ。したがって予算等の要求も、形にあらわれないだけにきわめて困難であります。自然科学のほうならば、機械とか設備とかいろいろな関係がありますが、こういうものはいわばおもに紙とペンで、あるいは勉強で、本で、資料でやれる、こういうことでありますから、私どももよほど初めから考えをしっかりとらしてこの運営に当たらなければならぬ。お話をすることは十分配慮してまいりたい。実はこういうふうな問題は厚生省としては初めての事柄であります。それだけに注意をしなければなりませんし、予算要求等についても気をつけなければならぬ。そういうことで、せきかくつくろふのでありますから、十分な機能が發揮できるように厚生省としても十分力を入りたい、また政府もそのように努力することできたいと思っております。

○河野(正)委員 いろいろ大臣の適切なお答えがございましたから、あらためていろいろ申し上げようとは思いませんけれども、ただ、私もはいままで特殊法人の運営の実態を見てまいりまして、一番問題でございますのは、特殊法人という性格づけをする場合には、やはりそういう性格づけをしなれば優秀な人材を集めることができないということ、そういうことをうたい文句として実は設立される。ところ



昭和三十九年五月二十一日印刷

昭和三十九年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局